

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美々川福社会(以下「当法人」という。)定款第八条及び第二十一条及び第二十九条の規程に基づく、評議員及び理事、監事及びその他委嘱した各種委員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(理事長の報酬等の支給)

第2条 理事長の報酬は、月額報酬とする。

2 月額報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、日額報酬とする。

2 日額報酬の額は、別紙2に定めるとおりとする。ただし、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

3 当法人職員を兼務し、職員給与を受給している役員等に対しては、本規程に基づく役員等の報酬等は支給しないものとする。ただし、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(年間報酬総額等)

第4条 この法人の理事長の報酬総額は、年間380万円以内とする。

2 この法人の理事及び監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(報酬の支給)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、職員給与規程に準じた日とする。
- (2) 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(交通費)

第7条 旅費規程別表3を適用する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年 6月 7日より施行する。

一部改正、平成30年 7月 1日

別表 1

- ・ 理事長

区分	報酬額
月額	300,000円

別紙 2

- ・ 役員等

区分	報酬額
日額	9,000円